

## 第 7 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

### 1 . 日 時

平成 1 5 年 1 0 月 2 7 日 ( 月 ) 1 4 時 0 0 分

### 2 . 場 所

神戸市中央区下山手通 5 - 1 - 1 6

パレス神戸 2 階「大会議室」

### 3 . 出席者氏名

#### 出席委員

川本 信義 / 中村 庄助 / 西川 太 / 折見 勝治

山根 勝法 / 鍋島 弘行 / 高橋 昭 / 前田 健二

今津 時長 / 藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 荒井 修亮

三本菅善昭

以上 1 3 名

#### 臨席者

##### 水産庁

資源管理部 管理課

次長

川口 恭一

資源管理推進室長

佐藤 力生

資源管理企画班課長補佐

斎藤 晃

T A E 班課長補佐

阿部 智

増殖推進部 漁場資源課

資源管理調査係長

宮崎 潤太

##### 独立行政法人水産総合研究センター

瀬戸内海区水産研究所

生産環境部長

井関 和夫

資源生態研究室長

永井 達樹

九州漁業調整事務所

資源管理係長

西部 博英

瀬戸内海漁業調整事務所

所長

丹羽 行

調整課長

大田 浩二

資源課長

小林 一彦

指導課長

森 春雄

資源保護管理指導官

櫻林 正夫

資源管理計画官

平松 大介

漁船検査官

岡崎久美子

調整係長

生駒 潔

資源管理係長

今泉 寛典

	資源増殖係長	小林 一弘
	漁場整備係長	田中 健治
	調整係	武下 久恵
和歌山海区漁業調整委員会	事務局長	池永 勝彦
和歌山県農林水産部水産局資源管理課	副主査	島村 亨
大阪海区漁業調整委員会	書記長	朝生 富夫
大阪府環境農林水産部水産課	課長補佐	森 政次
	"	細川 輝久
	主査(振興総括)	米田 佳弘
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	書記	都倉 由樹
兵庫県農林水産部農林水産局水産課	主査	平石 靖人
	主任	山下 正晶
岡山海区漁業調整委員会	事務局長	那須 斉
	事務局次長	池田 善平
岡山県農林水産部水産課	課長補佐	田中 丈裕
	主任	石飛 博敏
広島海区漁業調整委員会	事務局長	平本 義春
広島県農林水産部漁業調整室	主任技師	武田 高明
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	事務局長	梅田 孝夫
徳島海区漁業調整委員会	事務局長	吉川 真澄
徳島県農林水産部水産課	普及・振興担当係長	和泉 安洋
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	調整・漁船担当係長	大塚 弘之
	" 技師	和田 隆史
香川海区漁業調整委員会	事務局副主幹	菊地 博史
香川県農政水産部水産課	主査	牧野 弘靖
	主査	大山 憲一
愛媛海区漁業調整委員会	書記	平田 伸治
愛媛県農林水産部水産局水産課	栽培漁業係長	滝本 真一
愛媛県漁業協同組合連合会	参事	松根 喬
	漁政部長	富田 勘司
今治漁業協同組合	専務理事	吉井 啓典
	漁業者代表	大澤 国光
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務主査	宮本 佳明
福岡県水産林務部水産振興課	技術主査	中川 清
大分県林業水産部漁政課	漁業調整係主任	堀 敏宏
全国漁業協同組合連合会漁政部	部長代理	高浜 彰

#### 4 . 議題

- 1 . 資源回復計画の進捗状況について
- 2 . さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理について
- 3 . 次期資源回復計画に係る検討状況について
- 4 . 平成16年度資源管理関係予算概算要求について
- 5 . その他

## 5 . 議事の内容

( 1 4 時 0 0 分開会 )

( 平松資源管理計画官 )

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は和歌山県の嶋委員が事情やむを得ず欠席されておりますが、定数の過半数を超える委員のご出席を賜っております。漁業法第114条で準用いたします第101条に基づき本委員会は成立していることをご報告いたします。

次に、開催に先立ちまして、委員の交代についてお知らせいたします。大阪府の田中委員が大阪海区の委員を辞職され、漁業法第114条で準用いたします第108条に基づき本委員会の委員も辞職されることになりました。このため田中委員に替わられまして川本委員が本委員会の委員に選出されました。また、お亡くなりになりました兵庫県の小川委員に替わられまして、中村委員が本委員会の委員に選出されましたことをご知らせいたします。

それでは、藤本会長、議事進行をよろしく願います。

( 藤本会長挨拶 )

( 藤本会長 )

それでは、私が議事の進行役を務めさせていただきますので、どうかよろしく願います。

委員の皆さんにおかれましては、何かとご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、水産庁の川口次長をはじめ、関係各課の皆様にはお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

瀬戸内海のサワラ資源回復計画も2年目の半ばを過ぎたところでございますが、漁業者の方々、また国、府県等関係の皆様方の絶大なご努力によりまして、大きな混乱もなく計画は進んできております。関係の皆様には厚くお礼を申し上げます。

前回委員会での瀬戸内海区水産研究所からの報告では、サワラ資源は回復傾向にあるものの、いまだ資源量は低水準であり、慎重に資源回復計画を続けることが必要とのことであります。資源回復計画の所期の目標を達成するまでにはまだまだ困難が予想されますが、その成果は見えないところで着実に積み上げられていくものと確信をしておりますので、引き続き関係の皆様のご協力をよろしく願います。

本日の委員会におきましては、平成15年度中間報告のほかに、他の海域における資源回復計画の進捗状況、次期資源回復計画に係る検討状況の報告等が予定されております。今後の資源回復計画の取り組み等につきまして、十分にご審議を尽くしていただきますよう、よろしく願います。

それでは、議事に入ります前に、ご臨席いただいております水産庁川口次長より一言ごあいさつをお願いいたします。

## （川口水産庁次長挨拶）

（川口次長）

皆様こんにちは。ご紹介いただきました水産庁次長の川口でございます。

第7回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本当にご多忙のところご出席賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

再三言われておりますけれども、昨年3月水産基本計画というものを水産基本法に基づいて策定いたしまして、その中で水産物の自給率というものを定めております。平成24年に現在の大体55%ぐらいの自給率を10ポイントアップしていこうというものですが、そういうものを実現していく上で水産の施策について重要なものを列挙していくといろいろな施策がありますけれども、その中で資源管理に関しましては中心的な、より重要度の高いものとして位置づけをしておりまして、具体的には水産資源の回復計画ですとか、あるいは漁獲可能量制度という形で積極的に展開していこうとしております。

先般、新聞紙上でもご承知と思いますが、この10月1日をもって社団法人栽培漁業協会を含めて独立行政法人水産総合研究センターに統合されております。それ自体多く言われておりますけれども、やはり水産資源を今後持続的に利用し、確保していくということを考えますと、1つは水産資源にとって好ましい漁場環境をいかに維持していくかという、いわゆる畑という側面がございますし、同時にそこにきちんと種苗を放流し、栽培漁業を推進していくということが言われております。よく話に出ますけれども、もう一つ欠くことができないのが資源管理でございます。やはり進出した畑に種をまいて、それを管理していくということが欠くことのできないものでありまして、この3つがいれば豊かな海をつくっていく要素になっているということで、これを三位一体のものとして進めていかなければならないと考えております。

そういう中で、この資源回復計画は、さきほど申し上げましたように重要度の高い中心的な施策でございます。平成16年度までに50の候補魚種について順次取り組みを進めていこうということで進めております。この委員会でご審議いただきますサワラ瀬戸内海系群資源回復計画は、そういった中での第1号の計画でございます。現在、全国で6つの計画を実施しておりますけれども、関係者のご協力をいただき、委員の皆さんにご尽力を賜りまして、おおむね順調に進んでいるというように認識しております。今後、この資源回復計画の策定をさらに加速化していくことが重要であると思っております。都道府県の区域を越えて広域に移動し、分布回遊していく資源について適切に管理をするための協議、検討を行っていただくこの広域調整委員会というものが非常に重要であると認識を

しております。

本日は、先ほど会長の方からお話ございましたけれども、このサワラ資源回復計画の進捗状況について、平成15年の取り組みの中間報告を水産庁からさせていただきます。サワラ資源につきましては最近増大が見られておりますけれども、これも安定的に資源が回復して、将来まで持続していくということを考えますと、この資源回復計画を着実に実行していくことが重要であろうと思います。

そういう意味では、委員の皆様におかれましてはこういう機会を通じてぜひ忌憚のないご意見を積極的にちょうだいしたいと思っております。お願いしておいて大変恐縮でございますが、この後、別途、洋上の方で取締関係の用務がございまして、中座させていただきますけれども、ぜひともよろしく願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして簡単ですけれども、私のごあいさつとさせていただきますと思います。

### ( 資料の確認 )

( 藤本会長 )

川口次長、ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認を行いたいと思います。事務局、お願いします。

( 平松資源管理計画官 )

それでは本日お配りしております資料ですが、まず、本日の議事次第、それから委員名簿、それと本日の出席者名簿、それから配席図となっております。また、資料といたしまして、資料1「資源回復計画の進捗状況について」、それから資料2が「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み状況」、それから資料3「平成15年度資源評価票」これはサワラ、カタクチイワシ、トラフグについてまとめられたものです。それから資料4「さわらに係るTAE」、それと資料5「周防灘小底資源回復計画にかかる検討経緯」、それから資料6「平成16年度資源管理関係予算概算要求について」、それから資料7「資源評価調査実施計画書」というタイトルのものが資料として用意してございます。それから最後に、参考資料といたしまして現行の「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」をご用意させていただいております。

以上でございますが、何か不足等ございましたら事務局の方までお申しつけください。

### ( 新委員の紹介 )

( 藤本会長 )

それでは議事に先立ちまして、大阪府の川本委員と兵庫県の中村委員が新たに本委員会の委員となっておりますので、1人ずつごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、川本委員からお願いいたします。

(川本委員)

大阪府の川本でございます。よろしくお願いいたします。

(藤本会長)

それでは、中村委員、お願いします。

(中村委員)

このたび、広調委の委員になりました中村です。よろしくお願いいたします。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

瀬戸内海広域漁業調整委員会は各海区の委員会から選出された委員11名、農林水産大臣に選任された委員3名の計14名からなる委員会でございます。瀬戸内海における資源管理に係る問題とそれに付随する漁業調整問題等について審議をいたしております。全国に先駆けたサワラ瀬戸内海系群資源回復計画への取り組みをはじめ、次期計画の検討など難しい問題を抱えておりますが、両委員の深い見識により本委員会の審議が実りあるものとなりますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

ここで川口次長は、先ほど申し上げられましたとおり所用のため退出されます。ご多忙の中、ご出席をいただきありがとうございました。

### ( 議事録署名人の選出 )

(藤本会長)

それでは、議事に入らせていただきますが、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと私の方から指名させていただいておりますが、今回もそのように取り計らってよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。それでは僭越ではございますが、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。兵庫県の中村委員と大臣選任の坂井委員のお二方をお願いします。どうかよろしくお願いいたします。

### ( 資源回復計画の進捗状況について )

( 藤本会長 )

それでは、議題1「資源回復計画の進捗状況について」に入ります。瀬戸内海以外の他海域における資源回復計画の進捗状況について、水産庁管理課からご報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

( 阿部 T A E 班課長補佐 )

皆さんこんにちは。水産庁管理課 T A E 班の課長補佐をしております阿部でございます。資料1に基づきまして説明をさせていただきます。着席して説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1「資源回復計画の進捗状況について」をごらんください。

まず、1枚めくっていただきますと、本日は瀬戸内海の広域漁業調整委員会でございますけれども、ほかに広域漁業調整委員会といたしましては太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会という2つの広域漁業調整委員会があります。こちらにおける検討状況について、この資料をもって説明させていただきます。

まず、瀬戸内海広域漁業調整委員会は前回3月に開催されておりますので、ここの資料には日本海・九州西委員会、太平洋委員会につきまして、去年の秋からこの1年間の流れを資料としてつけておりますけれども、今春以降の動向について説明させていただきます。

まず、資料1の1ページ目ですが、日本海・九州西広域漁業調整委員会関係の動きでございます。まず本委員会につきましては、第3回を10月14日に開催しております。その中におきましては、日本海沖合のベニズワイガニ、これは大臣許可の漁業者を対象とした資源回復計画の作成について、日本海・九州西広域漁業調整委員会における日本海北と西の両部会で検討していくことが決まっております。

続きまして、日本海北部会でございますけれども、春以降でいいますと第4回、第5回を開催しております。第4回におきましてはマガレイ、ハタハタの資源回復計画案をここで了承しております。これを受けまして水産庁では7月1日にマガレイ、ハタハタの資源回復計画を公表しております。これについては後で説明させていただきます。第5回におきましてはマガレイ、ハタハタの資源回復計画の見直しでありますとか、日本海沖合ベニズワイガニの資源回復計画について検討しております。

続きまして、日本海西部会につきましては春に行われました第4回におきましてベニズワイガニの資源回復計画の検討を進めることが決まっております。第5回におきましても同様にベニズワイガニの検討を行いました。

続きまして、九州西部会ですけれども、これにつきましては第4回の部会を3月27日に開催しております。ここにおきまして、トラフグについては資源回復計画の作成に着手すること、またマチ類については一部の県でまだ漁業者の合意がとれていないということで、そちらについては早急に漁業者の了解をとって、了解のとれた段階で回復計画に着手することによって部会の了解を得ることになると思います。九州西部会ですが、第5回を12月の上旬に実施するというので現在各委員と日程を調整させていただいていると、事務局の九州漁業調整事務所より聞いております。



続きまして、太平洋広域漁業調整委員会でございます。これにつきましては第3回広域漁業調整委員会を10月8日に行っております。ここにおきましてマサバの太平洋系群資源回復計画について審議していただき、この本委員会においてはマサバ回復計画の基本的な考え方についてまず了承しました。それで、具体的な漁獲努力量削減措置等の内容については太平洋南、太平洋北の各部会において検討するということとされました。

続きまして、太平洋北部会でございますけれども、1枚めくっていただきまして3ページですけれども、第4回部会におきまして太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画を承認しております。これを受けまして3月10日に水産庁が回復計画を公表しております。第5回部会におきましては、先ほど前ページでありました太平洋広域委員会の本委員会におけるマサバ資源回復計画の基本的な考え方の承認を受けまして、この部会の方で具体的な検討をし、削減措置等についても十分検討した結果、部会です承しております。

南部会につきましては、第6回が18日に行われておりますが、マサバ資源回復計画の本委員会での合意を受けまして、南部会におきましても内容の検討をし、漁獲努力量削減措置について検討を行ったところ、これを了承しました。また、本委員会において、両部会の了承をもって本委員会の了承とするということとなっておりますので、両部会での決定を受けまして、水産庁では先週木曜日の10月23日にマサバ太平洋系群資源回復計画を公表させていただいております。

続きまして4ページです。資源回復計画進捗状況と今後の見通しということで書いてあります。これにつきましては広域漁業調整委員会ごとに、既に作成した資源回復計画、作成に着手したもの、今後資源回復計画の作成に着手できるかどうか検討を進めていくものということで整理をさせていただいております。この中でいいますと、計画実施中の魚種といたしましては、この春以降日本海北部のマガレイ、ハタハタ、太平洋のマサバが加わりまして、合計12魚種6計画が既に実施中となっております。また、計画策定に着手したものといたしましては、瀬戸内海周防灘の小型底びき網対象種資源等々もありまして、合計6魚種が現在検討中でございます。その他32魚種について、平成16年度までに資源回復計画策定の着手に向けて漁業者等の合意を目指して現在調整中でございます。

続きまして5ページ目でございます。これが現在実施中の資源回復計画の概略でございます。春以降でいいますと、先ほどから何回も言っておりますけれども、太平洋側のマサバ太平洋系群資源回復計画、また日本海側では日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画が新たにスタートしております。これについては別途資料がありますので、後で説明します。

続きまして6ページ目ですが、現在検討に着手し具体的な削減措置等について漁業者と話し合っている資源回復計画でございます。現在3つあります。日本海沖合ベニズワイガニ、これは大臣許可のカニカゴ漁業者の資源回復計画であります。九州西部のトラフグにつきましては、山口県から長崎県におけるはえ縄漁業者等が取り組むことになる資源回復計画であります。あと当該委員会関係といたしましては、周防灘の小型底びき網対象種の資源回復計画でございます。

続きまして7ページ目でございます。新たに公表した資源回復計画であります日本海北部のマガレイ、ハタハタ資源回復計画の概要をつけさせていただいております。これを見ていただきますと、まずマガレイですけれども、7ページの資料の右側の真ん中にマガレイの漁獲量の推移が出ておりますけれども、このデータで見ますと1986年と1994年に漁獲量のピークがありまして、94年のピーク以降は漁獲量が減少している、低位水準にあるということでございます。ハタハタでございますけれども、ハタハタについてはもう秋田のハタハタとしてかなり有名でございますが、過去には2万トン以上の漁獲量がありましたが、急激に減少し90年代当初には秋田県の方で採捕の自粛を3年間実施する等々の厳しい資源管理措置が行われ、結果、現在は若干ながら回復傾向にございます。この資源回復計画の回復目標としては、平成15年度から平成23年度までの9年間に、まずマガレイについては資源水準を指数で23%増加させるという目標を立てております。またハタハタでございますけれども、海域全体の漁獲量で5千トン、これは1970年代後半の水準でありますけれども、そこまで回復させるという内容の計画を立てております。

講じる措置といたしましては、マガレイ、ハタハタ双方に対応した措置といたしまして、底びき網漁船、これは沖底と小底ですけれども、減船、休漁期間の設定を行いました。マガレイに対応した措置といたしましては、底びき網漁船が休漁期間の設定や漁具の改良を行います。刺し網漁業者は保護区の設定などを行います。小型定置網漁業者は小型魚の再放流等を行うことになっております。また、ハタハタのみに対応した措置といたしましては底びき網漁船の目合い拡大等を考えております。また、4(3)の下に米印で「秋田県において実施する措置等は現在検討中であり、平成15年秋頃を目途に措置を決定する」と書いてありますが、これにつきましては10月に開催されました日本海北部会におきまして、秋田県の措置については刺し網漁業者が保護区域の設定、底びき網漁業者が減船と保護区域の設定を行うということで意見が出され、部会の了承を得られております。現在この見直しにつきましては水産庁内で決済手続き中でございますので、これが済み次第、速やかに変更する予定になってございます。

続きまして、マサバ太平洋系群資源回復計画の概要でございます。このマサバにつきましては8ページ右の方に漁獲量のグラフが3つあるうちの1番上に、1978年にはこの太平洋系群だけで147万トンという漁獲量が出ておりますが、1990年には2万トンにまで減少しております。その後、1992年と1996年に卓越年級群が発生して、卓越年級群というのは稚魚の大量発生のことですが、93年と97年は卓越年級群の発生によって漁獲量が30万トンの水準までいったことがあります。このときに稚魚を保護できなかったために、現在は低位水準にとどまっております。そのマサバにつきましては、その下のグラフで山を層別に色分けしておりますけれども、これは1番上が大中型まき網がとっている漁獲量を示しております。その下に薄く色づいた層がありますが、そこが定置網、その下が中型まき網、たも・はね釣となっていまして、これを見ていただくと千葉県よりも北の太平洋北部海域で操業する大中型まき網がほぼ8割以上を現状では漁獲している状況にあることを示しております。さらに下のグラフでございますけれども、0歳魚の加入尾数ですけれども、

92年、96年また85年について卓越年級群が発生している。低位水準期であっても、稚魚の大量発生が周期的に発生するというサバの特徴を生かしたのがマサバ資源回復計画でございます。内容を申し上げますと、資源回復計画の目標でございますが、平成15年度からの5カ年間でまず本計画期間の第1段階と位置づけまして、5カ年間で産卵親魚量を現在の6倍の18万トンの水準に引き上げるという内容でございます。資源回復計画のために講じる措置といたしましては、当初は卓越年級群を中心とした未成魚の保護を主体的に行っていくため、これらを主体的にとっている太平洋北部水域で操業する大中型まき網が休漁、減船という措置を、1年間のサバに係る操業日数で換算して10%から30%の間で削減を行うこととしております。この削減の幅につきましては、卓越年級群が発生した状況で削減率を高めて25%から30%ぐらいとし、卓越年級群が発生するまでは10%程度の削減を実施するという内容で考えております。太平洋北部の大中型まき網漁業がまず未成魚の保護をし、産卵親魚がある程度ふえてきた段階で今度は産卵親魚の保護といたしまして、対象水域の拡大であるとか、大中型まき網以外の漁業についても関係漁業者と協議を行い、新たに資源回復のための措置を講じていくという内容となっております。これがマサバ太平洋系群資源回復計画の概要でございます。

資源回復計画に係る全国的な進捗状況についての説明は以上とさせていただきます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

(佐藤資源管理推進室長)

すみません。ほかの海区も追加的に同様なことを申し上げておりますが、瀬戸内海は海区の特性から見て県単種についてなかなか見出せないところもあるかもしれませんが、4ページをあけていただき、この場をお借りして海区の委員さんにもお願いがあります。

実は資源回復計画というのは複数県の地先にまたがるものについては、広域資源と称しまして国が広域漁業調整委員会と協議して作成いたします。県の地先にとどまる資源については、県が当該海区漁業調整委員会と協議して作成することになっております。その結果については国、または県で作成された回復計画は支援事業の中で差別せずと同様に扱うこととなっております。4ページの表は、国が広域種として漁業者も含めて関係都道府県の方と取り組むものとして、過去2年ぐらいにわたって絞り込んできた魚種を仮置きしたものであります。50魚種は、国としてできればここまでやりたいとリストアップしたのですが、これ以外に資源回復計画としては県単独で計画を作成する県単魚種があります。県単独の資源回復計画につきましては、北海道に関しては北海道の県単独といっても大臣許可も北海道にお任せする形をとっておりますので魚種は確かに多くなってはおりますが、ある意味広域的な性格を持っています。ですので、本当に純粋な県単種として現在水産庁の方に具体的な取り組みとして上がってきているのは、大分県豊前海のアサリ、それから長崎県大村湾のナマコの2魚種だけです。資源回復計画作成については、明確に細かいと

ころまで決める必要はないですが、これをやっ払いこうという、おおむね関係漁業者の合意のとれる時点で着手としますが、平成16年度末までに着手できたものについてこれを資源回復計画とし、残り7年間で中身を具体的に動かしていこうという体制を組んでおります。しかし、このままだと恐らく県単種が非常に限られたままで終わる可能性はあります。これについて若干私の方としては、これで本当にいいのだろうかという疑問を抱かざるを得ません。と申しますのは、そもそも資源回復計画をなぜ始めたかという幾つかの理由があります。その1つは16年にわたって実施してきた資源管理型漁業の現状があります。これは昭和60年代の後半からずっと積み上げて、長いものから短いものまで、いろいろな取り組みが今も全国に450ぐらいありますが、それを私の方で全部レビューをかけております。この中には過去取り組みを行ってはいけるけれども、残念ながら結果が出てない、相変わらず資源が悪化しているというものがあるわけです。もちろん成功しているものもあるし、ある程度安定したものもありますが、どうしてうまくいってないのかということをしていろいろ聞きますと、やはりある程度の取り組みはするけれども資源の減少はとまらないこと、それから魚価が安くこれ以上の措置をお願いする状態にないこと、それからこれは一部ですが、漁業者自体が高齢化し、将来のことをなかなか説得できない等の理由があります。しかしこのような中で、難しくてもやはり取り組んで、地域において重要魚種だと思えるものに結果を一つずつ出していくべきではないでしょうか。そのときに仮にもう少し削減措置を強化すれば管理が図られる状況でありながら、それが経営上の問題がネックとなっているのであれば、今の資源回復計画にのせて、支援措置を利用して回復することができれば、ぜひとも平成16年までに取り込んでいただきたいと思ひます。そうしないと、もちろん成果が上がり問題なければいいですが、この今の資源管理型漁業として継続しますが、結果的にいつまでやっても結果が出ない、むしろ中には過去つくった管理計画自体が実施されなくなってしまっていたり、後退したり、中には全部やめたものもあると聞いており、こういうものを今後どのように対処していくかが大変難しい状態にあります。また、資源回復計画の取り組みでないもう一つの理由として削減措置に対する支援措置について、県の財政事情が厳しく、発動を期待されても予算が出ないからといった事情もあると聞いておりますが、再度ご検討いただきたいと思ひます。

以上でございますが、現在まで国が策定したものは、6計画18魚種であり、まだ全体で50魚種に達しておりません。しかし、何とか国としては広域種に今後とも力を入れてやっていきますので、地域種についてはそれぞれの海区委員会で漁業者の理解を得ることから進めていただきたいと思ひます。あえて新規魚種に取り組む必要はございませんが、今まで各浜や地先で行っている資源管理型漁業のメニューをもう一度整理されて、もし個々に重要な資源やある程度の取り組みがあつて、これはやはり結果を出した方がいいというものがあれば、ぜひ平成16年度までに資源回復計画にのせるため、県単種としてご検討をいただければと思ひます。以上です。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

( 荒井委員 )

佐藤さんのお話の関連で、逆に欄外に書いているものは、北海道、大分県、長崎県と3つだけですけれども、ほかの県で取り組んでいるものはありますか。

( 佐藤資源管理推進室長 )

ありません。

( 藤本会長 )

ほかにご覧ですか。

ないようですので、佐藤室長からお話ありましたように、県の方でいろいろ検討されている方あれば、よろしく願いいたします。

## ( サワラ資源回復計画の進行管理について )

( 藤本会長 )

それでは次の議題に入らせていただきます。

続きまして、議題2「さわら資源回復計画の進行管理について」に入ります。

2年目を迎えた平成15年度の資源回復計画取り組み状況について、事務局から報告をしていただきます。事務局、お願いします。

( 平松資源管理計画官 )

申しおくれましたが、瀬戸内漁業調整事務所資源管理計画官の平松です。

資料2を用いまして、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取り組みについてご説明をいたします。座って説明をさせていただきます。

まず資料2の1ページをごらん下さい。

こちらにはサワラ計画の漁獲努力量削減措置の取り組みにつきまして、海域図に表した形で整理をさせていただいております。2年目の取り組みということですので、この中で1年目との変更点につきましてご説明をさせていただきます。まず、紀伊水道外域、それから宇和海、これらは瀬戸内海の隣接海域と呼んでおりますが、こちらの海域での回復計画への取り組みについては、それぞれこちらに書かれておりますような規制措置が新たに加わりました。また、播磨灘におきまして、播磨灘の取り組みの中で下の行に書かれておりますが、サワラ船曳網漁業を追加しております。また、大阪湾につきましてはサワラ流し網漁業の休漁期間を変更しておりますが、それ以外の各海域、各漁業の取り組みにつきましては、1年目と同じ取り組みを実施してきております。

このような資源回復措置の取り組み体制の中で、今年度の春漁が既に終わっているところでございますが、ことしの春漁の状況につきまして、各府県からの聞き取りによる整理であり、暫定的な数字でございますので今回資料は準備しておりませんが、口頭でことし春の漁模様についてご紹介させていただきたいと思っております。漁獲量につきましては、平成14年度春漁260トンというデータが上がっておりますが、これに比べまして約3割増加しております。現在の暫定的な取りまとめによれば350トン春漁での漁獲がございました。これを県別に見ていきますと、昨年よりも漁獲量が増加している県が愛媛県、広島県、兵庫県、それから山口県、また、昨年と比べて減少している県が香川県、岡山県、徳島県、大阪府という状況でございました。瀬戸内海全体で見ますと、データで申し上げましたように、前年同時期に比べてふえておりまして、月別に4月以降の漁獲量を見ると、どの月も前年を上回るというような漁獲量になっておりました。350トンほどございました漁獲量につきまして、海域別に見ますと安芸灘、燧灘での漁獲量が200トンほど、続きまして、播磨灘で100トンほどございまして、この両海域で春漁の約9割を漁獲している形になっております。またサゴシとサワラ、これは2キロを超えるものがサワラ、それ以下がサゴシという定義でそれぞれの漁獲の割合を見ますと、尾数での比較ですと全体の7割がサゴシになっておりまして、紀伊水道から燧灘、安芸灘にかけてはサゴシの割合が大きくて、逆に内側の伊予灘、周防灘ではサワラの漁獲割合が多くなっているという状況になっております。現時点で各府県からの聞き取りによって得られる情報といたしまして、このような状況になっております。

それから、先ほどの資料1ページの右側の下の方に休漁等の取り組み以外につきまして書いておりますが、支援事業につきましては、休漁や目合い規制に伴う資源回復計画推進支援事業について破線で示してございます。

このような形で、2年目も漁獲努力量の削減措置を進めて取り組んでいるところでございますが、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第2号ということで網目規制等を実施しております。この網目規制につきまして、各府県で委員会指示の履行確認等の実施状況について調査いたしましたので、こちらの結果も紹介させていただきます。こちらは資料がございません。網目につきましては瀬戸内海11府県でございますが、サワラ流し網漁業、こちらの漁業を行っている県が10県でございます。10県のうち7県で網目の検査を実施しており、3県が検査を実施しておりません。検査を実施している7県のうちの2県では陸上の検査に加えて、海上での立入検査を実施しているところでございます。また、春漁の漁期前に漁業者に対する陸上検査と、それから漁期中の洋上検査をあわせて実施している県も1県ございました。先ほど申しました実施していない3県でございますが、こちらの県に実施しない理由を確認いたしましたところ、この委員会指示が出る以前から10.6cm以上で定着していること、また大きなサワラを対象としているので、網目が10.6cmより大きいことから、委員会指示が1年前から発動されましたが、それによって特段実態は変わらないということで検査は必要ないというものでございました。検査を実施した中で、今年度のこの網目に関する違反といたしまして、5件ございました。5件のうちの1件は漁業者からの

通報により陸上での検査を行った結果発覚したもの、それから、あと4件につきましては洋上で立入検査を行った結果発覚したものでございました。洋上での検査により発覚した4件につきましては、事前の陸上検査の段階では正しい網目でクリアするというような悪質なものでございました。5件ございましたが、全体として網目規制については、おおむね守られているというような評価をしておりますが、今申し上げましたように一部悪質な例も見られることもございますので、今後とも網目規制につきまして啓発・指導が必要と考えておりまして、当事務所としましても取締船による洋上検査、これを関係府県と合同して実施しておりますので、これからも引き続き府県、漁業者とともに広調委指示が遵守されるよう取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、資料の2ページと3ページ、ことしのサワラの種苗生産・中間育成・受精卵放流、栽培の取り組みについてご説明をさせていただきます。資料の2ページに、実施箇所のイメージが大体わかるように地図上にそれぞれ種苗生産の施設、それから中間育成の実施箇所、それから丸印で受精卵放流の場所、それぞれ洋上で丸印をつけ「兵」とか「岡」とか各県の略称をつけまして、この海域のこの県の漁業者が実施したというのがわかるようにしております。詳細につきましては、3ページに個別の実施場所、それからどのようなボリュームでの取り組みを行ったかというものをまとめております。こちら両方見ながら参考にさせていただきたいと思っておりますが、まず採卵につきましては、非常に多大な労力を要することになりましたが、香川県、愛媛県、両県の方々のご協力によりまして受精卵135万粒を得ることができました。種苗生産につきましては日裁協、正式には10月以降独立行政法人になりましたが、当時の日裁協屋島事業場、伯方島事業場と本年度から大阪府水産試験場も加えまして3機関で種苗生産を行ってまいりました。その結果、生産された種苗につきましては屋島事業場で直接放流を9万4,000尾行ったものを除きまして、中間育成を経て放流をする形にしておりますが、中間育成の機関といたしまして、今年度から新たに大阪府、兵庫県を加えまして全体で6府県9ヶ所で中間育成を実施し、合計放流数で約10万尾がそれぞれ放流されております。放流数でまいりますと、直接放流分を含めた全体の放流数といたしまして、昨年は20万9千尾でしたが、ほぼ同数の19万4千尾の放流が実施されました。それから最後になりますが、受精卵放流につきましては、昨年同様6府県で実施されましたが、漁場での親魚の成熟度の関係から、実際に受精卵を放流した県は3ページに書いてありますように2県となっております。

以上が栽培漁業関係の取り組みでございまして、1つ資料をめぐっていただくと、4ページに瀬戸内海での広域漁場整備、それから環境保全の各事業の実施箇所につきまして、それぞれ漁場や増殖場の造成事業については丸印、それから藻場、干潟の造成や堆積物の除去、これらは環境保全になるかと思っておりますが、こちらの事業につきまして実施箇所を三角で示しております。

一部資料のないものも含めまして、2年目のサワラ資源回復計画の取り組みということで実施状況、それから今後の取り組みについてのご報告について、以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(坂井委員)

2ページと3ページの資料を見せていただきますと、伊予灘と周防灘では余り放流などが行われていないような感じがしますが、それは何か理由があるのですか。

(平松資源管理計画官)

放流につきましては瀬戸内海のサワラについて全体の中で取り組んでいきたいと考えておりますが、ある程度放流そのものの適地、またそれに近いところというようなことも考えていかないといけないというのが1つございます。

また、現実には回復計画の参加県が11県あって、中間育成、放流等行っているのが6県でございますが、それぞれ県の財政的な負担等考慮しなければいけない部分があると思います。ただ、全体で行っていくことにつきましては、中間育成・放流を行っている県以外の県も含めて、放流効果の確認を行うためのモニタリング等協力体制といえますか、全体での取り組み体制をつくって検討しているところでございます。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

ないようでございますので、サワラ資源回復計画は瀬戸内海の関係府県の漁業者が一体となって取り組むものでございますから、事務局におかれましては瀬戸内海広域漁業調整委員会指示が確実に遵守されるよう関係機関及び漁業者に対し、適切な指導を行っていただければ幸いです。

次に、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所よりサワラの資源状況について概要を説明していただきます。

(永井資源生態研究室長)

瀬戸内水研の永井です。サワラについて説明させていただきます。

先ほどは平成15年の春漁について説明がありましたが、今回私が説明しますのは、主に平成14年12月までの資料をもとに資源計算した結果を説明いたします。

ただし、ことしの春漁についてはその状況について、調整事務所あるいは各県の水試の方から資料をいただいて、昨年12月までの資源計算の中で、ことしの春漁の状況が反映されるような計算を行っております。

それでは説明いたします。瀬戸内海産サワラの漁獲量はお手元にあるサワラのダイジェスト版2ページ左側の上のところに経年図がありますけれども、1998年に196トンまで減少しました。1番多いときは1986年に6,200トンを越える漁獲量があったわけですが、30分の



1ぐらいに減少しました。それが2002年には、備讃瀬戸より東側、瀬戸内海東部で521トン、燧灘から西の海域、瀬戸内海西部で463トン、東の方が60トンぐらい多いですけれども、合計984トンまで回復しました。幾つかの標本の漁協で漁獲量とか、サワラやサゴシの体長を調べて、年齢に換算して資源計算しましたところ、瀬戸内海の資源量は1987年までさかのぼることができるわけですが、その時には東部では1万2千トンほどの資源量がありまして、それが2002年には1,020トンになっております。97年あるいは98年が一番低いわけですが、2002年は若干回復しています。同じく西部では1987年に5,500トンぐらいの資源量があったわけですが、それが2002年に888トンになったと推定されました。資源は1998年を底に東部も西部も回復傾向にあります。しかし、資源量の水準としてはこの2ページの漁獲量のグラフからわかりますように、1987年の資源が多かったときと比べると、まだまだ低位であります。資源は回復してきておりますけれども、この回復は1999年生まれとか、2001年生まれ、あるいは2002年生まれの数が多いということに支えられて、それで資源が回復してきているわけです。けれども、資源が増加する一方で、資源量に占める漁獲量の割合が2ページ右側の図の漁獲割合として東部と西部別々に示されておりますが、資源量が1番低かった1998年前後は30%前後に下がっていましたが、その漁獲割合が50%程度に高まってきています。つまり、資源は回復してきておりますが、一方で漁獲の圧力は再び強まっている。現実には資源が多少回復してきて、操業日数が増加している。また、東部も西部も両方ですが、水道部または水道域周辺で、最近秋から冬にかけて水温が高いこともありまして、本来もう少し南にさがるはずのサワラが滞流しまして、とられやすい状況があると考えられます。そういうこともあって資源に対する漁獲圧は高まっていると見ております。それで、資源計算で今後の予測をした場合、2002年の水準で漁獲を続けた場合には2004年の資源量は東部も西部も若干減っていくと予測しております。水産庁が採用している資源管理の基準を使いますと、その基準というのは国際的な基準ですが、ダイジェスト版では来年2004年の生物学的許容漁獲量ABCを書かなければいけないのですが、この基準によりますと、瀬戸内海東部と西部にわけて、ABC limitの東部が257トン、西部が188トンであり、両方足しても500トンに満たないということで、2002年の漁獲量984トンの半分以下の数値という厳しいABCとなります。ABCの算出根拠としては、サワラ資源がよかった1990年代始めの資源水準の3分の1の水準まで回復させるという目標でABCを決めると、このように500トンに満たない数値になります。この基準を使う場合資源の回復は早いですが、瀬戸内海の漁業実態を考えると、非常に厳しい数字であると思いません。一方、ダイジェスト版には書かれておりませんが、ダイジェスト版のもとになる詳細版というのがありまして、そこで計算することが義務づけられている資源量を2004年の水準に維持する漁獲量は東部で400トン、西部では300トンになります。研究所あるいは試験場の研究者の意見としては、このようなレベルの漁獲か、これを担保するような漁獲努力にとどめて、資源状況をモニタリングすることが現実的と考えております。

いずれにしても、サワラの資源回復措置は過剰な漁獲を押さえ、産卵親魚をふやす効果がありますし、一方でカタクチイワシが1999年以降それ以前の7年間に比べて高い

資源水準にありますので、カタクチのシラスを捕食するサワラの稚魚が生き残るには好都合という状況がありまして、資源回復には追い風が吹いていると考えています。ということで、一応いい状態が整っている、あるいは整いつつあるのですが、先ほど申しましたように2000年に比べて2001年、2002年の漁模様は多少回復しましたが、海に出る回数がふえているために、漁獲圧力が高まっていることが黄色信号であると思っております。それから、種苗放流魚の再捕については徐々に検討が進みつつありまして、計算しますと、1999年と2001年では放した種苗数は資源全体の2.5%から3.5%程度の加入を示しますが、2000年とか2002年になりますと、17%から19%を占めております。高い年と低い年でバラツキがありますけれども、ある程度の放流ができるようになってきたということがわかってきました。それから、大型種苗8cmから9cmぐらいのものですが、それは小型種苗3cmから4cmのものに比べて、再捕率が4倍から5倍高いことがわかってきましたので、やはり中間育成をして大型種苗を放すことが大事であると考えております。

まとめますと、2002年の資源水準は依然低位にあります。資源動向は東部も西部も共に増加傾向にあります。しかし最近操業日数が増加したり、水道部で秋に漁獲が好調になりまして、水温があがってきている、魚が大変とられやすい状況にありまして、これらのために漁獲圧力が全体的に高まっていると考えています。それで、今後2002年の水準で漁獲を続けると、資源量は2004年以降減少していくと予測しております。それで、年間の漁獲量を少しさげるか、それに見合う漁獲圧力にするような管理が望ましいと考えております。ことし2003年生まれ、あるいは2004年生まれの加入がいいかどうかということも考慮しますと、ある程度加入がよければ資源は維持されますので、今後の推移を今のままで見守ることも選択肢の1つと考えております。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。

ないようでございますので、次に平成15年度からT A E制度が導入され、出漁隻日数管理が行われるようになっております。ここで平成16年のT A Eの設定について、検討状況の報告をお願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは、平成16年のT A Eの設定につきましてご説明いたします。資料の方は資料4「さわらに係るT A E」でございます。

T A Eにつきましては資源管理法上の基本計画に定めておりますが、資料に書かれております府県別、漁法別のT A Eの管理期間とその隻日数、こちらにつきまして左側に平成15年の数値、それから右側に平成16年T A E(案)としてまとめてございますが、平成16年のT A E数値につきましては、各府県と協議いたしまして調整させていただいております。

昨年から導入いたしましたT A Eにつきましては、平成15年のT A E管理につきまして一部のご指摘がございました。それらを踏まえまして、平成16年T A Eの期間等の検討を進めてまいりまして、兵庫県、岡山県、徳島県、これはサワラ流し網のところですが、備考欄に期間・隻日数変更と書かせていただいておりますが、これらの大半の管理期間は盛漁期の春漁を含めたものでございますが、これらにつきまして同じく盛漁期を含めた期間で管理期間の見直しを実施しましたところ、ことしについては、管理期間の終わりが6月30日までで、管理を行っておりましたが、この管理期間につきまして6月15日までに変更することとしております。管理期間の始まりの日につきましては、各県のサワラ流し網漁業の許可期間の開始日としておりますので一致しておりませんが、これはその関係で許可期間にあわせるという定義で行っております。また、徳島県の管理期間につきまして、平成15年が4月1日から6月30日となっておりますが、平成16年につきまして4月11日から6月15日ということで、管理の始期も10日変更になっております。こちらにつきましては徳島県のサワラ流し網の許可期間が、平成16年の許可より10日間後ろへずらして、許可の開始日が現行の4月1日から4月11日に変更する手続きが現在進められているのを受けまして、T A Eが適用される平成16年の許可の開始日と同一になるようにT A Eの管理期間の開始日も4月11日に変更するものでございます。先ほど言いました兵庫、岡山、徳島の3県につきまして管理期間が変更になっておりますので、T A Eの数値につきましては、それぞれ管理期間の減少に伴いまして、その日数の減少に相当する部分を隻日数の方でも減少させていった数値となっております。従いまして、考え方は同じでT A Eの期間が短くなりましたので、その分隻日数も減少した数値に設定しているものでございます。

以上がサワラ流し網につきまして、平成15年のT A Eの管理から変更したものでございます。

それから、資料4に書いてあります中で、本年度からこのサワラの資源回復計画の取り組みとして、規制が新たに加わったサワラ船曳網、それから宇和海のサワラ流し網、サゴシ・メジカ流し網、こちらにつきまして取り組みも1年遅れて平成16年からそれぞれT A E設定を行うことにしております。それぞれにつきましては、まず岡山県で行われておりますサワラ船曳網漁業につきまして、管理期間につきましては播磨灘での操業ということで、岡山県のサワラ流し網の管理期間と同一に設定しております。この漁業の許可が5月1日からですので、管理も同じく5月1日から6月15日に設定しております。同じく宇和海につきましては、これは隣接する伊予灘に準じた設定ということで、秋漁の3ヶ月間につきましてT A Eを設定するという考え方で、資料に書いてありますような設定としております。

以上が平成16年のT A Eについて、関係府県等々と調整した結果でございます。このT A Eにつきましては、正式には例年ですと11月に開催されます水産政策審議会での諮問を経て正式に決定されることになっております。平成16年のT A Eにつきましては以上でございます。

( 藤本会長 )

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

サワラ資源回復計画は2年目に入りましたが、関係漁業者の大変なご努力のもとに大きな混乱もなく計画を進めてまいることができました。サワラ資源は徐々に回復基調にございます。今後も1日も早く資源を回復させるため、委員会指示の遵守、種苗放流の実施と漁業者の皆様の一一致協力した取り組みを期待いたします。

ここで3時半まで休憩をとりたいと思います。よろしく申し上げます。3時半から再開をいたします。

- 休憩 -

### ( 次期資源回復計画に係る検討状況について )

( 藤本会長 )

議題3「次期資源回復計画に係る検討状況について」に入ります。

次期資源回復計画については、前回の委員会において、周防灘の小底対象魚種が次期資源回復計画として優先順位が高いため、周防灘における山口、福岡、大分の3県による連合海区漁業調整委員会での協議・検討を進めること、カタクチイワシ・トラフグについて引き続き検討していくことの2点を承認いたしました。事務局より、これらの検討状況についてご報告を求めます。

( 平松資源管理計画官 )

それでは、次期回復計画に係る検討状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、周防灘小底対象種資源回復計画について進捗状況ですが、資料として用意しておりますのが資料5検討経緯の表でございます。周防灘の計画につきましては、前回の第6回委員会におきまして、周防灘小底資源回復計画の検討にあたっては、従来から周防灘の漁業問題を協議してきた周防灘三県連合海区漁業調整委員会、こちらでの検討が必要となり、同連調委での協議を進めることということで了解が得られたところでございます。これを受けまして、資料5の上から順番にその後の検討状況を書いてありますが、7月11日のところに書いてございますように、この日開催されました周防灘三県連合海区漁業調整委員会におきましてご審議いただきました。その結果、この周防灘での小底漁業対象種に関しまず回復計画の検討を進めることについて了解が得られたところでございます。それを受けまして、これまでの検討につきまして資料にございますように関係県、こちらで関係県といたしますと山口県、福岡県、大分県の3県になりますが、これらの行政・研究機関の方々との協議、それから各県でそれぞれ実施されております協議会ですとか、また、回復計画に関する意見交換の場というものを開催していただいて、これからどういう形でこの周防

灘での資源回復計画を進めていこうかということについて、漁業者の方々との意見交換等を実施してきたところでございます。これら計画の検討に当たりましては、まずは回復計画の対象となる魚種の整理を行うところからスタートしております。その中で現在、小底の対象資源というとたくさんございますので、その中から絞り込みを行いまして8魚種をこの回復計画の候補魚種として選定をしてきております。具体的にはマコガレイ、イシガレイ、メイタガレイ、カレイ類ですね。それからイヌノシタ、甲殻類になりまして、クルマエビ、シャコ、ガザミ、それからヒラメ、以上8魚種を候補として絞り込みを行いました。その中で、それぞれ今申しました具体的魚種ごとに管理方策の検討を進めていって、対象魚種を8魚種並べる形にはならないと思いますが、さらに検討を進めることで現在作業を行っているところでございます。8魚種挙げておりますが、魚種によっては今後の管理方策を検討していくのに必要なデータが必ずしもそろっていないようなものもございます。管理方策の具体化につきまして、時間を要しているというところもございます。そういう状況でございますが、現在、関係県等と連絡を取りながら、適切な管理方策が漁業者協議会等に提案できるように、作業を行っているところでございます。ですから、具体的な魚種ですとか、それらに対する漁獲努力量削減についても、現在まだ詰まっているものではございません。こういうものにつきまして、今後とも漁業者協議会等の場を活用して十分検討していく必要があるわけでございますので、それらの検討の場を適宜活用し、また先ほど言いました魚種ごとに科学的な整理をするというものにつきましては、関係県と担当者会議等開催しながら検討を進めていく形で今後取り組んでいきたいと考えております。こちらにつきましては、これらの現在検討を行っている回復措置の整理、それからそれらについての漁業者協議会等の協議が整った段階で、こちらの委員会の方へ回復計画の原案という形でお話したいと考えておるところでございます。周防灘は現在そのような形で協議を進めておるところでございます。

その他の候補魚種という形で最初の管理課の方の説明資料の中にもありました、サワラが実施中で、周防灘小底計画が着手して検討中、それから3つ目のカテゴリーにあります、これから検討を行う候補魚種としてカタクチイワシとトラフグが瀬戸内海では挙げられております。

まず、カタクチイワシにつきましては、これまで候補として定義されてきた経緯は、和歌山県ですとか、燧灘の関係県、愛媛県、香川県で優先度が高いことから検討を進めてきたわけでございます。和歌山県につきましては、回復計画としては目標等の考え方など取り組みのスタイルについて県の方で協議をしているところで、まだ全体のフレームづくりの検討を行っているところでございます。燧灘につきましてはこれまで関係県との協議もございましたが、水産庁と県及び水研を含めた担当者会議を行いまして、その中で今後管理手法の評価ですとか、期待される効果について、科学的な手法に基づくシミュレーションの作業を行って、この結果に基づいて適切な管理手法の検討を行っているところでございます。

また、もう一つの候補魚種であるトラフグにつきましては、これは九州西ブロックが着

手という形で取り組んでおられますが、こちらの検討状況や進捗の度合いを踏まえ、それぞれ瀬戸内海、九州西ブロックで関係しているところがあることですので、九州西ブロックとの連携のあり方など、我々にとりまして今後どういうふうに検討を進めていくか、九州西ブロックの事務局であります九州漁業調整事務所と連携をとりながら進めていくことで、具体的には我々瀬戸内海事務所それから九州調整事務所が連携することも含めて、我々としては九州側の状況について情報を収集している段階でございます。

候補魚種、それから現在着手しております周防灘につきまして、現段階での進捗状況といたしましては、ただいまご説明さしあげたような状況になってございます。

以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの報告についてご意見、ご質問等があればお願いします。

(前田委員)

前々から愛媛県としてはカタクチイワシを要望していたわけですが、このカタクチイワシ、瀬戸内海の漁船漁業にとりまして非常に重要な魚種であるということ等につきましては、同じ事になりますのでくどくど申しませんが、燧灘東部カタクチイワシにつきましては、漁業者でも自主管理というように前向きに取り組んでおりますので、今後ともカタクチイワシの計画が1日も早くできますように、関係者等協議していただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

ないようでございますので、周防灘の小底対象魚種につきましては、周防灘連調委において協議検討することが非常に重要なことでございます。今後とも漁業者協議会等で十分な協議を行っていただきたいと思っております。

次に、先月平成15年度資源評価票が公表になっておりますので、カタクチイワシ、トラフグの資源評価について瀬戸内海区水産研究所から御報告がございました。

(井関生産環境部長)

瀬戸内水研の井関です。お手持ちの資料3、平成15年度資源評価票のカタクチイワシ、トラフグのところをごらんください。

5ページ目に3つ図がありますけれども、右上の図をながめていただきまして、そこから簡単に説明いたします。瀬戸内海系群のカタクチイワシの漁獲量は資料にありますように、1986年のピーク時に稚魚期以降が図の上の方になりますが9万3千トン、その下の少し濃い

図になっていますけれども、それがシラスで5万3千トンで合計15万トン近くありました。その後減少傾向を示し、90年代の後半は稚魚期以降、シラスともに2万トン前後で計4万トン前後、したがってピーク時の4分の1程度にさがりました。しかし、その後2000年ごろから増加しまして、2002年にはそれぞれ4万3千、3万4千トンで漁獲量としては計8万トン、ピーク時の2分の1程度に回復しております。ピーク時と比べると2分の1ですけれども、55年から75年のレベルにほぼ回復しつつある状況です。それともう一つは瀬戸内の独特の漁業ですけれども、1980年代後半からシラスへの漁獲指向が強まっているというのがその図から読み取れます。次に資源計算によりますと、資源量は3つの図のうち左の2番目ですけれども、83年には42万トンで最大でしたけれども、97年には9万7千トンまで減少し、98年ごろから再び増加して2002年には19万トン、最大のころの2分の1まで回復しています。資源量に対する漁獲割合はバラツキがありまして、25%から50%程度で変動していますけれども、近年は40%程度です。これらのデータから2002年の資源状態は高位ではありませんけれども中位水準、2000年ごろから徐々に増加していますから動向は増加と判断いたしました。さらに水産庁が採用されております資源管理の基準に従いますと、次のページ来年2004年のA B C limit7万9千、target7万8千となり、ほぼ漁獲量8万トンで2002年の漁獲量レベルとそれほど変わっていません。それと瀬戸内海系群といえども、ここには詳細に書いていないですけれども、太平洋系群の加入等も考えられますので、現在のところ太平洋系群の資源水準が100万トンから200万トン程度で変動しています。そういうことで太平洋からの加入等も考えられまして、かなり安定しているのではないかと判断されます。そしてもう一つ、ついでにここで申しますと、5ページ1番上の図ですけれども、産卵親魚量と加入量との間に残念ながら明瞭な関係は認められていません。また、利用できる情報がそれほど多くないということで、現在の水準を維持することを管理目標にしていけば当面同じ漁獲圧であれば長期安定を図ることが可能ではないかと考えています。そこでもう一つ、産卵親魚量と加入量の間にも明瞭な関係が見られないことの原因ですけれども、恐らく環境要因等の自然変動、あるいは餌の量や水温、気候変動等がかなりきいている可能性があるのではないかと考えております。カタクチに関して以上です。

それでは、トラフグについてですが、我が国周辺のトラフグの主要な漁場は東シナ海から日本海西部、並びに瀬戸内海となっています。その中で瀬戸内海で見ますと、農林統計ではトラフグを地方魚種として設定している山口県と広島県は単一種として漁獲量が把握できますので、それらのデータをまとめたものが8ページの1番上の図です。その他の県は1994年まではその他の魚類に、また95年以降はフグ類として分類しており、単一種としての漁獲量は把握できておりません。ただし、2002年から瀬戸内海におけるトラフグの漁獲量が中国四国農政局の統計でかなり整理されておりましたので、漁獲量等がわかってきています。まずこの図を見ていただきますと、広島県のデータが83年ぐらいから近年までそろっておりますのでそれを見ますと、87年にピークを迎えていますけれども、92年まで急激に減少しまして、それ以降はほとんど同じレベル、両県足しますと100トンレベルが95年から2000年まで維持されている状況です。それで、先ほど言いました瀬戸内海全域のデータ

が以前からかなり出てきましたので、完璧ではございませんが、それらを見ますと、このダイジェスト版には書いていないですけど、ほぼ272トンと推定しております。これらをもとに管理基準に従いまして2004年のABCを計算したところ、それぞれlimit、targetが、244トン、195トン、となります。

まとめますと、親魚量は低位、96年以降加入乱獲になっている。99年以降の加入はそれ以前の3年に比べてよい。資源水準は低位、動向は横ばい。

以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(高橋委員)

先ほど前田委員からも発言がありましたけれども、燧灘東部で資源管理をやるということと漁業者が申し合わせをして、休日なんかを決めているわけですが、そのときに産卵群と資源量との関係がはっきりしないというような話を聞いて、漁業者はちょっと混乱しているような話を聞いているのです。わからないということと、それからとれるということの感覚的な理解の仕方にはかなりギャップがあるのではないかと思うのですが、そのあたりをもう少し詳しくお話いただけませんか。

(井関生産環境部長)

私どもの研究所の担当者河野、銭谷に聞きましても、資料の5ページの上の図ですけれども、産卵親魚量と加入尾数はこのとおりです。何らかの相関が得られてもいいように思いますが、これが瀬戸内海のカタクチイワシに関する科学的データの現実であるということです。もっと詳しく見ますと、その5ページの下の図を見ていただきますと、資源量が83年、85年、86年、あるいは91年、2000年にそれぞれピークがありまして、したがって産卵親魚量のピークもそれに該当するわけですが、このところだけ見ても相関が見られていません。その理由としては、親がいても加入がなかなかふえない、必ずしも相関がないということは、産卵してからシラスになるまでの間の初期生残がよくわかっていないのではないかと。ほかの魚種でも同じような傾向にありますけれども、これが事実であります。今後更にデータをためて解析することと、環境変動との関係を解析することが必要と思います。

(高橋委員)

研究なさっている方に注文するつもりはないですが、現場で彼らが一生懸命何とか努力して漁獲調整をやるようとしている、そういう中でのご説明があると、彼らの考え方に水をかけるようなことになりやしないかという危惧を持ったわけです。そのあたりのご発言は



ご配慮いただいた方が今後のためにもいいかという気はします。

以上です。

(井関生産環境部長)

ご指摘はごもっともであると思います。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

ないようでございますので、カタクチイワシ・トラフグとともに瀬戸内海の水産にとって非常に重要な魚種でありますので、事務局は引き続き検討作業を進めていただきたいと思います。

## (平成16年度資源管理関係予算概算要求について)

(藤本会長)

次に、議題4に入ります。平成16年度の資源管理関係予算概算要求について、水産庁管理課からご報告をお願いします。

(斎藤資源管理企画班課長補佐)

管理課の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

資料6「平成16年度資源管理関係予算概算要求について」を使いまして、現在財務省に対して行っております予算要求について説明させていただきたいと思っております。

科学的知見に基づく資源管理の徹底ということで、昨年度約227億円、今年度約250億円の要求となっておりますが、この中身といたしまして大きく分けて3つあります。

1つは我が国200海里での資源管理、2点目が資源管理に必要不可欠な取締の徹底、そして3点目が国際的な資源管理、この3つを組み合わせるとして資源管理を徹底していくということで、約250億円の要求を行っております。

1ページの(1)水産資源調査の充実と資源回復への取り組みの強化と書いておりますが、この部分が我が国200海里の資源管理の徹底の部分となります。といたしまして、我が国周辺水域資源調査等推進対策事業でございますが、こちらの方は先ほど水研の方より説明しました資源回復の対象魚種の調査ですとか、TAC魚種の動向の調査を行う事業となっております。こちらは、従来の資源調査を拡充するとともに、海洋変動による資源変動のメカニズムをこれから解明していくという部分も新たに設けまして、約3億円増額いたしまして要求をしているところでございます。そして は資源回復計画推進支援事業(休漁等)となっておりますが、こちらはまさに資源回復計画を進めていく上で不可欠な、漁獲努力量削減実施計画に基づきます直接的な支援を行う事業となっております。サワラ

の計画につきましても休漁船活用といたしまして漁場監視をしていただく経費ですとか、漁具改良の経費をこの事業で活用いただいているところがございます。こちらは、平成16年度は計画数がふえることもございまして、1億増額の7億円で要求を行っているところがございます。そして 資源回復支援基盤整備事業、これは公共事業ですが、本年度から行っている事業でございまして、公共の漁場保全事業に資源回復計画に基づいて休漁する小型底びき網漁船等々を活用して行っていくという事業でございまして、こちらの方も所定額を拡充して予算要求を行っているところがございます。そして 以降が新しいメニューを構築した事業となっておりますが、漁業経営構造改善事業のうちの資源回復計画推進支援整備事業ということで、いわゆる沿構事業に新しいメニューを立ち上げて要求しているところがございます。資源回復計画の策定を加速させるために、資源回復計画を策定するようなどころに対しては従来からのメニュー対象としております共同利用施設整備の重点化を図るといったものでございます。また、先ほど説明しました資源回復支援基盤整備事業は公共の保全事業ですが、これは非公共でも休漁船を活用して非公共でごみ掃除等の保全活動ができるように要求をしているところがございます。続きまして、 番と 番が栽培漁業となっております。 番ですが、こちらは水産資源増強施設整備事業のうち資源回復支援施設整備事業ということでございまして、資源回復計画の対象魚種等について種苗生産を行うための施設を整備するものでございます。そして、 番ですが、こちらの方は栽培資源ブランド・ニッポン推進事業のうち資源回復計画促進事業ということで、こちら資源回復計画の対象魚種等につきまして種苗放流等の支援を行う事業となっております。それぞれ約3億6千万円、約2億2千万円ということで、要求しております。最後に 資源に優しい漁法広域展開促進事業ですが、こちらは小型魚の混獲を回避できる漁具漁法の開発ということで約3千万円の要求をしているところがございます。以上が200海里の資源の管理に関する事業ということで、この資料に載せてあるのは、あくまでも本年新しく要求するものですとか、目立って拡充するものです。従来から行っております、例えば資源管理型漁業の推進ですとか、T A C、T A Eの報告体制の整備ですとか、あるいは資源回復計画を策定するための会議開催等の事業につきましても引き続き要求し、去年と同じ予算額で要求させていただいているところがございます。

そして、2ページの(2)といたしましては漁業の取締の強化ということで、漁業の取締体制の充実、新たな衛星を使ったシステム開発事業といったものを要求したところがございます。

そして、(3)といたしまして国際的な資源管理の推進ということで、マグロですとかクジラに係る調査の事業を所定額要求しているところがございます。

3ページ以降は、特にことし目玉となるということで先ほど説明いたしました漁業経営構造改善事業のうち資源回復計画に係る事業ですとか、栽培漁業の新しいメニューについてP R版を載せてございます。特にこの場で詳細な説明を省かせていただきますが、ご参考までにとということで載せてあります。

以上、このような資源回復計画の策定を促進する予算の確保に努め、資源回復計画を推

進してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局の説明は以上とさせていただきます。

( 藤本会長 )

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。ございませんか。

## ( その他 )

( 藤本会長 )

それでは、最後の議題「その他」として香川県水産試験場が実施した資源評価調査について事務局から報告をお願ひします。

( 平松資源管理計画官 )

それでは、資料の7番、香川県水産試験場が実施しました資源評価調査についてご報告いたします。この調査につきましてはサワラの新規加入量の動向把握を目的としまして10月に3回、香川県水産試験場が流し網漁船を用いましてサワラの採捕を行うものでございます。ご承知のとおり、資源回復計画がスタートして、播磨灘では9月1日から11月30日までの間、秋漁の休漁ということでこの期間をサワラを目的とした操業の禁止、また目合いにつきましては10.6cm未満の流し網が広域漁業調整委員会指示によりまして禁止されております。この採捕につきましては試験研究を目的として実施することが明らかでございますので、広域漁業調整委員会指示の適用除外の手続は不要と判断いたしまして、これらの調査目的、内容、それから終了後の結果について委員会での報告を行うということで昨年は了承を得たわけでございます。本年の調査につきましても同様の取り扱いでございますが、こちらにことしの調査につきまして香川県の方から提出された実施計画書、それから次のページには周知文を載せております。先ほど申しましたような目的で調査が実施されるとのことで、ことしの調査につきましても試験の目的、概要につきまして昨年と同様のものであると認められましたので、事務局で昨年と同様の取り扱いすなわち委員会指示の適用除外の手続は不要と判断をいたしました。それからこの調査自体がもう既に、資料の1ページ目にあるように第1回目が10月6日、2回目が10月14日、そして3回目が10月20日ということで、予定されておりました3回の調査は実施されております。調査結果につきましては、現在解析等取りまとめをしているところでございますので、全体の調査結果につきましては、次回年度末になろうかと思ひますが、開催されます本委員会で報告をしていただく予定にしております。

ことしの実施計画については以上です。

( 藤本会長 )

ありがとうございました。これについて、よろしいですか。

そのほかに本日の委員会で取り上げるべき事項はございますか。

他にご意見等ないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会させていただきたいと思います。委員の皆さん、それからご臨席の皆様におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。

なお、議事録署名委員の中村委員と坂井委員におかれましては、後日事務局から議事録が送付されますので署名の方よろしく願います。

これをもちまして第7回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。